

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 資産の考慮による要保護世帯率の変動：保護率の地域差と資産保有の関係   |
| Sub Title        | Means-testing : how it affects the take up of public assistance in Japan  |
| Author           | 山田, 篤裕(Yamada, Atsuhiro)<br>駒村, 康平(Komamura, Kohei)<br>四方, 理人(Shikata, Masato)<br>田中, 聡一郎(Tanaka, Soichiro)   |
| Publisher        | 慶應義塾経済学会  |
| Publication year | 2011  |
| Jtitle           | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.103, No.4 (2011. 1) ,p.573(5)- 586(18)  |
| JaLC DOI         | 10.14991/001.20110101-0005  |
| Abstract         | <p>総務省『全国消費実態調査(2004年)』の個票を用い、<br/>①被保護世帯に対する資産保有条件を緩めた場合、実際の保護率がどの程度、変動する可能性があるのか、<br/>さらに②実際の保護率の地域差がどのような要因から生じているのか、貯蓄ばかりでなく乗用車・住宅保有などさまざまな種類の資産保有の制限といった側面からも分析・検討した。<br/>分析により、2つのことが明らかになった。第一に、壮年(30～49歳)世帯主世帯、多人数世帯、二世帯ひとり親同居世帯、夫婦と子ども世帯では、一定程度の純貯蓄を認めても、所得基準のみに基づく仮想的な要保護世帯率の増減幅は相対的に小さい。第二に、貯蓄額や乗用車保有をどこまで認めるかにより、所得基準のみに基づく仮想的な要保護世帯率の地域差の大部分が説明可能である。生活保護制度の目的である自立助長のため、資産保有条件をどこまで緩和するか今後慎重な議論が必要である。</p> <p>Based on the Ministry of Internal Affairs and Communication's "National Survey of Family Income and Expenditure (2004)," we analyze and consider restrictions on asset holdings from various aspects, not only focused on savings but also on vehicles and home ownership, among other types, to establish 1) whether there is a possibility of variations in actual assistance rates and their degree in cases of easing asset holding conditions against assisted households; and 2) what types of factors are creating regional disparities in actual assistance rates.</p> <p>From this analysis, two things became clear.</p> <p>First, in middle-aged (30 to 49 years) households, multi-person households, households with two generations and one parent living together, and couples-with-children households, even if we accept a certain degree of savings, the fluctuation range between the rate of increase and decrease in households hypothetically in need of public assistance based solely on an earnings standard is relatively small.</p> <p>Second, depending on the extent to which we assume savings amounts or vehicle ownership, it is possible to explain a large portion of the regional disparities in rates among households hypothetically in need of public assistance, based solely on an earnings standard.</p> <p>For promoting independence, which is the purpose of the public assistance system, it is necessary to thoroughly debate in the future the extent to which conditions on asset holdings should be eased.</p> |
| Notes            | 会長講演特集：貧困・低所得世帯の実証分析：貧困問題：何がどこまで明らかになったのか   |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20110101-0005">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20110101-0005</a>   |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資産の考慮による要保護世帯率の変動—保護率の地域差と資産保有の関係—  
Means-testing —How It Affects the Take Up of Public Assistance in Japan—

山田 篤裕(Atsuhiko Yamada)  
駒村 康平(Kohei Komamura)  
四方 理人(Masato Shikata)  
田中 聡一郎(Soichiro Tanaka)

総務省『全国消費実態調査（2004年）』の個票を用い、①被保護世帯に対する資産保有条件を緩めた場合、実際の保護率がどの程度、変動する可能性があるのか、さらに②実際の保護率の地域差がどのような要因から生じているのか、貯蓄ばかりでなく乗用車・住宅保有などさまざまな種類の資産保有の制限といった側面からも分析・検討した。

分析により、2つのことが明らかになった。第一に、壮年(30～49歳)世帯主世帯、多人数世帯、二世帯ひとり親同居世帯、夫婦と子ども世帯では、一定程度の純貯蓄を認めても、所得基準のみに基づく仮想的な要保護世帯率の増減幅は相対的に小さい。第二に、貯蓄額や乗用車保有をどこまで認めるかにより、所得基準のみに基づく仮想的な要保護世帯率の地域差の大部分が説明可能である。生活保護制度の目的である自立助長のため、資産保有条件をどこまで緩和するか今後慎重な議論が必要である。

#### Abstract

Based on the Ministry of Internal Affairs and Communication's "National Survey of Family Income and Expenditure (2004)," we analyze and consider restrictions on asset holdings from various aspects, not only focused on savings but also on vehicles and home ownership, among other types, to establish 1) whether there is a possibility of variations in actual assistance rates and their degree in cases of easing asset holding conditions against assisted households; and 2) what types of factors are creating regional disparities in actual assistance rates.

From this analysis, two things became clear. First, in middle-aged (30 to 49 years) households, multi-person households, households with two generations and one parent living together, and couples-with-children households, even if we accept a certain degree of savings, the fluctuation range between the rate of increase and decrease in households hypothetically in need of public assistance based solely on an earnings standard is relatively small. Second, depending on the extent to which we assume savings amounts or vehicle ownership, it is possible to explain a large portion of the regional disparities in rates among households hypothetically in need of public

assistance, based solely on an earnings standard. For promoting independence, which is the purpose of the public assistance system, it is necessary to thoroughly debate in the future the extent to which conditions on asset holdings should be eased.

## 資産の考慮による要保護世帯率の変動

——保護率の地域差と資産保有の関係——

山 田 篤 裕\*  
駒 村 康 平  
四 方 理 人  
田 中 聡 一 郎

### 要 旨

総務省『全国消費実態調査（2004 年）』の個票を用い、①被保護世帯に対する資産保有条件を緩めた場合、実際の保護率がどの程度、変動する可能性があるのか、さらに②実際の保護率の地域差がどのような要因から生じているのか、貯蓄ばかりでなく乗用車・住宅保有などさまざまな種類の資産保有の制限といった側面からも分析・検討した。

分析により、2つのことが明らかになった。第一に、壮年（30～49 歳）世帯主世帯、多人数世帯、二世帯ひとり親同居世帯、夫婦と子ども世帯では、一定程度の純貯蓄を認めても、所得基準のみに基づく仮想的な要保護世帯率の増減幅は相対的に小さい。第二に、貯蓄額や乗用車保有をどこまで認めるかにより、所得基準のみに基づく仮想的な要保護世帯率の地域差の大部分が説明可能である。生活保護制度の目的である自立助長のため、資産保有条件をどこまで緩和するか今後慎重な議論が必要である。

### キーワード

生活保護、資力調査、自立助長

### 1. はじめに<sup>(1)</sup>

生活保護制度をめぐる議論は 2000 年代に入り、活発化している。1990 年代後半からの被保護者の急増、抱える問題の多様化への対応を検討するため厚生労働省は「生活保護制度のあり方に関する専門委員会」を社会保障審議会福祉部会に設置し、2004 年 12 月に『生活保護制度の在り方に関

\* 連絡先：〒 108-8345 東京都港区三田 2-15-45、慶應義塾大学経済学部。

する専門委員会報告書（以下、報告書）』を公表した。報告書は、被保護世帯の増加、固定化、抱える問題の多様化を指摘し、「利用しやすく、自立しやすい」制度への転換をめざし、生活保護基準の検証、自立支援のあり方、制度運用の見直しについてふれている。

さらに報告書は自立支援・稼働能力の活用以外に「資産」の活用のあり方についても言及している。現在、生活保護制度の実態的運用としては、最低生活費の0.5ヶ月分まで資産保有が認められている。しかし、このような過度な資産保有制限が生活保護を使いにくくし、そしてひとたび生活保護に入ればそこから脱却しにくいものになっている可能性がある。厳しい資産保有制限が、かえって自立を遅らせる危険性を鑑み、報告書は新破産法の水準も考慮し3ヶ月分の保有を認めるべきとしている（厚生労働省社会・援護局保護課 2004）。

その後、扶助基準そのものの検討は2007年10月にはじまった厚生労働省「生活扶助基準に関する検討会」に引き継がれたが、1ヶ月間の検討の中で、生活保護制度の実態的運用における資産の取り扱いについて議論は行われなかった（厚生労働省社会・援護局保護課 2007）。

このように資産保有のあり方に関する議論は停滞していたが、2010年4月、政府が設置した「ナショナルミニマム研究会」で、生活保護基準未満の所得水準にある世帯の中、資産を持たない割合<sup>(2)</sup>が推計された。その結果、低所得世帯の多くが何らかの資産を持っていることが示された（厚生労働省社会・援護局保護課 2010）。

以上のように生活保護制度の実態的運用において、資産をどのように勘案するかは、被保護世帯の自立助長の側面において、また潜在的な被保護世帯の増大という財政的側面において極めて重要な意味を持つ一方、それほど議論が尽くされてきたとはいえない。とくにデータに基づく実証的分析は筆者が知る限り、直近の推計を除けばほとんど行われてこなかった。そこで本稿では被保護世帯に対する資産保有条件を緩めた場合、どれほど被保護率が変動する可能性があるのか定量的に把握し、さらに現在観察される保護率の地域差がどのような要因から生じているのか、金銭的資産以外の資産（住宅・乗用車等）保有制限といった側面から分析した。

結論を先取りすれば、本稿は2つのことを明らかにした。第一に、壮年（30～49歳）世帯主世帯、

- 
- (1) 本稿は平成22年度厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「低所得者、生活困窮者の実態把握及び支援策の在り方に対する調査研究」（主任研究者：駒村康平）の一環として行われた研究成果である。また本研究は、一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センターで提供している『全国消費実態調査（2004年）』の秘匿処理済マイクロデータを用いて行った。また初稿は第117回社会政策学会秋季大会および慶應義塾経済学会ミニ・コンファレンスで報告された。そこでの議論は本稿の改訂に大いに役立った。関係者各位に厚く御礼申し上げる。
  - (2) 厚生労働省社会・援護局保護課（2010）の推計では資産保有要件として①貯蓄現在高が最低生活費1ヶ月未満かつ②住宅ローンがないことを用いている。資産には、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、貴金属等の資産の評価額（換金可能額）は含まれない。また貯蓄現在高とは郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金払込総額、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等の貯蓄合計額である。

多人数世帯，二世帯ひとり親同居世帯，夫婦と子ども世帯で資産保有条件の緩和による仮想的な要保護世帯率の増減幅は相対的に小さい。第二に，地域ブロック別の所得基準のみに基づく仮想的な要保護世帯率の地域差は，九州・沖縄以外では貯蓄額半月分を考慮すると小さくなる。一方，北海道・東北地区と中国・四国地区では乗用車保有を考慮すると小さくなり，貯蓄額や乗用車保有をどこまで認めるかにより，所得基準のみに基づいた場合の要保護率の地域差の大部分を説明できることがわかった。

## 2. 要保護世帯率の算出方法

本節では要保護世帯率の算出方法について説明する。データとしては，総務省『全国消費実態調査（2004年）』（以下，全消）の個票を用いる。本稿における要保護世帯率は，厚生労働省『国民生活基礎調査』を用い資産を考慮して要保護世帯率の変動を分析した山田（2000）や，本稿と同じく『全消』を用いて都道府県別捕捉率を分析した駒村（2003）と同じ概念で算出されている。すなわち，生活保護制度で定める最低生活費と収入認定される所得の大小を比較し，「最低生活費＞認定所得」となる世帯を「要保護世帯」と定義した。なお，実際の生活保護制度は，扶養や資産等の状況を考慮し，（急迫保護を除き）申請主義の原則に基づき運用されており，本稿での「要保護率」という語は単に「可処分所得が生活保護基準未満に陥っている」という以上の意味を持たないことを確認しておきたい。

最低生活費と認定所得の具体的な計算方法は以下の通りである。まず，最低生活費の設定については，世帯員の年齢，世帯人員の情報に基づき，生活扶助居宅第1類と第2類以外に，勤労控除，老齢加算，母子（養育）加算，児童養育加算を考慮した。また，その他の扶助については，持ち家がない場合は住宅扶助を加え，学齢期の子どもがいる場合は教育扶助を加えている。逆に，データ制約上の理由により各世帯の生活保護基準の推計で考慮されていない要素として，加算については妊産婦加算，障害者加算，在宅患者加算，放射線障害者加算，その他の扶助については医療扶助，介護扶助，生業扶助，出産扶助，葬祭扶助などがある。こうした意味で実際の制度の一部を適用したに過ぎない推計方法となっていることに留意する必要がある。

さらに本稿で用いた『全消』データでは級地を識別するための地理情報に制約があり，そのため最低生活費は級地ごとではなく，全国一律に2つの基準（最低生活費が最も高い1級地1基準と最も低い3級地2基準）を当てはめ推計した。<sup>(4)</sup>もし級地ごとに最低生活費を当てはめられた場合の要保護世帯数は，1級地1基準に基づく要保護世帯数と，3級地2基準に基づく要保護世帯数との間にあるこ

(3) 我々が利用したデータでは，秘匿処理の一環として都道府県の情報は消されており，6地域ブロック（北海道・東北，関東，北陸・東海，近畿，中国・四国，九州・沖縄）しか地理情報が存在しない。

(4) そのため，山田（2000）や駒村（2003）と厳密に比較することはできない。

とになる。

また、認定所得（可処分所得）については、3段階で推計した。このような方法で可処分所得を求める理由は、『全消』では年収票は粗所得の情報しかないため、全世帯について可処分所得額を求めるためには所得税・住民税と社会保険料を推計し差し引かなくてはならないからである。具体的には、以下で説明するように第1段階目で個人別（世帯人員別）粗所得を推計し、第2段階目で社会保険の加入有無および社会保険料、第3段階目で所得税・住民税を推計し、最終的な可処分所得を求めた。

なお、これまで『全消』を用いた可処分所得の推計については高山他（1989）、星野（1995）、経済企画庁経済研究所編（1998）などが挙げられる。本稿における推計では、これらの先行研究以降の税制・社会保障等の制度変更を反映させ、また合算所得あるいは単純な頭割所得としてしか把握されてこなかった、世帯主やその配偶者以外のその他の世帯員の所得に関し、新たに精緻な割り当てルールを考案し、それに基づき可処分所得を推計する方法を採用した。以下、可処分所得の推計方法についての技術的説明が続くので、関心のない読者は第3節に移らねたい。

#### （1）個人別（世帯人員別）粗所得の推計——第1段階目

『全消』の「年収票」においては、世帯主の年間収入、世帯主の配偶者の年間収入、65歳以上のその他の世帯員の年間収入の合計、65歳未満のその他の世帯員の年収の合計の各々について、①勤め先からの年間収入、②農林漁業収入、③農林漁業以外の事業収入、④内職などの年間収入、⑤家賃・地代の年間収入、⑥公的年金・恩給、⑦企業年金・個人年金受取金、⑧利子・配当金、⑨親族などからの仕送り金、⑩その他の年間収入、⑪現物消費の年間見積額が把握されている。今回の粗所得の推計では、⑪現物消費の年間見積額を加えていない。

『全消』の年間収入には、扶養手当等の各種手当および賞与などは含まれている。ただ退職金や土地・家屋・株式など財産売却益、相続等は除かれている。そのため、退職所得・譲渡所得に関しては考えることができない。また②農林漁業収入、③農林漁業以外の事業収入に関しては経費等を引いた純益となっている。

世帯主やその配偶者以外のその他の世帯員の所得に関しては合算所得として記載されている。よって、その他の世帯員については、個人単位での所得は識別できないため、そのままでは所得税・住民税と社会保険料の推計を行うことができない。65歳以上もしくは65歳未満の「その他の世帯員」が1人しかいない場合は、当該データの所得は各世帯員の個人所得となる。だが、65歳以上もしくは65歳未満のその他の世帯員が同一世帯内に2人以上いる場合は、何らかのルールによって個人別に按分する必要がある。そこで一定ルールを定めることにより、その他の世帯員の個人所得についての按分を行った。

①勤め先からの年間収入、②農林漁業収入、③農林漁業以外の事業収入、④内職などの年間収入

については、世帯員それぞれの就業状態で収入が異なっていると考えられる。そこで、個人別の年収を把握することができる世帯主とその配偶者のデータから就業形態別のそれぞれの収入の平均値を求め、収入の種類と年齢別にそれぞれの就業状態の比を求める。次に、その比を乗数として、別途定めたルールにより、その他の世帯員の人数別に、年収を按分する。たとえば、世帯主もしくはその配偶者ではない世帯員として2人の65歳未満の世帯員がおり、それぞれの就業状態が「一般雇用者」と「パート」であったとする。まず、『全消』における65歳未満の世帯主とその配偶者のサンプルについて以下の計算式から就業形態間の年間収入の比( $x$ )を求める。すなわち、

$$x = \text{「パート」の平均勤め先年間収入} / \text{「一般雇用者」の平均勤め先年間収入}$$

となる。そして、その65歳未満の2人の世帯員の合計の勤め先年間収入がわかっていることから、「一般雇用者」の世帯員については、勤め先の年間収入に $1/(1+x)$ を乗じ、「パート」の世帯員には $x/(1+x)$ を乗ずる。実際に、『全消』における世帯主とその配偶者における「パート」の平均勤め先年間収入 = 98.9万円、「一般雇用者」の平均勤め先年間収入 = 497.4万円となっていることから $x = 0.199$ として上の乗数を求め、その乗数と65歳未満のその他の世帯員の合計勤め先年間収入から、個人の勤め先年間収入を推計している。

また、⑥公的年金・恩給と⑦企業年金・個人年金受取金に関しては、一般的に就業履歴が大きく異なる男女間では、その金額の差は大きいであろう。そこで、前述の収入の配分ルールと同様に、『全消』における世帯主およびその配偶者の年金等の収入から、男女別、65歳以上・65歳未満別の公的年金・恩給と企業年金・個人年金受取金それぞれの平均値を算出し、65歳以上・65歳未満別に年金等それぞれの収入別に男女比から乗数算出し一定の按分ルールを定めた。この方法により、世帯主とその配偶者における年金等の男女格差がその他の世帯員の男女別の年金等受給額に反映されることになる。

最後に、⑤家賃・地代の年間収入、⑧利子・配当金、⑩その他の年間収入に関しては、65歳以上・65歳未満別のその他の世帯員数で割りその他の世帯員に振り分けた。

## (2) 社会保険加入状況の有無・社会保険料の推計——第2段階目

社会保険料の推計ではまず世帯員が各制度の社会保険に加入しているかどうかその有無を推定することから始める。各制度は2004年時点のものである。

勤め先からの年間収入が「パートタイム労働者の平均賃金（厚生労働省『賃金構造基本統計調査』の1時間あたり所定内給与額）×30時間×52週」より多い被用者の場合は、厚生年金・健康保険の加入者とする。また、第2号被保険者に扶養されている配偶者については、第3号被保険者としている。それ以外のは国民年金と国民健康保険に加入していることとした。ただし、世帯内に健康保険の加入者がおり、その扶養される者の年間収入が認定基準未満の場合は、国民年金で健康保険



の被扶養者とした。

① 年金保険料

第1号被保険者は、国民年金の保険料月額1万3,300円である。また国民年金保険料の免除制度も適用している。第2号被保険者は、厚生年金の保険料率6.79%を用い、また標準報酬月額と標準賞与額の上限額も考慮している。

② 健康保険料

国民健康保険の保険料は「旧ただし書き」方式とし、『国民健康保険実態調査』より2004年度の所得割率、資産割、均等割、平等割の全国平均値を用いて、それぞれの世帯ごとに算出した。また、応益割に対する世帯主と世帯内の被保険者の所得の合計に応じた減額制度も考慮し、賦課限度額も入れている。なお、国民健康保険料の納付義務者は世帯主（健保加入者においても）であり、そのため世帯単位である国民健康保険料分の社会保険料控除は、世帯主に適用されるとした。

健康保険の保険料は政府管掌健康保険料とし、介護保険第2号被保険者の保険料率4.655%、介護保険第2号被保険者以外の保険料率4.1%を用いた。また、標準報酬月額と標準賞与額の上限額も考慮している。

③ 介護保険料

介護保険料第1号被保険者に対しては、2004年の基準額（月額3,293円）を用いて、加入段階ごとの保険料を算出した。介護保険第2号被保険者について、国民健康保険の被保険者においては、国民健康保険料の全国平均値に内包されていると考えられる。また健康保険の被保険者においては、上述の通り算出した。

④ 雇用保険料

雇用保険料についてはその就業状態により加入について判断し、一般の事業における被保険者の保険料率0.7%を用いた。

(3) 税負担の推計——第3段階目

次に、税負担の推計をする。まず所得税制にあわせて、以下のように所得区分を整理した。

給与所得 = 「①勤め先からの年間収入」 - 給与所得控除

事業所得 = 「②農林漁業収入」 + 「③農林漁業以外の事業収入」 - 青色申告特別控除

雑所得（年金） = 「⑥公的年金・恩給」 + 「⑦企業年金・個人年金受取金」 - 公的年金等控除

雑所得（年金以外） = 「④内職などの年間収入」 + 「⑩その他の年間収入」

不動産所得 = 「⑤家賃・地代の年間収入」

これらの所得の合計額から、以下の所得控除を差し引いて、総合課税の対象となる課税所得を算

出する。なお、⑧利子・配当金に関しては、すべて源泉分離課税となっていると仮定して含めていない。

今回適用した所得控除は、基礎控除（所得税：38万円、住民税：33万円）、扶養控除（所得税：38万円、住民税：33万円、ただし16歳以上23歳未満および70歳以上の場合は上乘せあり）、配偶者控除（所得税：38万円、住民税33万円、ただし70歳以上の場合は上乘せあり）、配偶者特別控除（所得税：0～38万円、住民税：0～33万円）、老年者控除（所得税：50万円、住民税：48万円）、社会保険料控除（所得税・住民税：支払額の全額、その算出方法は前項（2）で説明）である。なお、配偶者控除は続柄の情報と合計所得金額から適用の可否を判断した。また扶養控除は、世帯内で最も合計所得金額が大きい世帯員に適用することにした。

この推計作業により求められた課税所得に税率表を適用し、所得税額・住民税額を算出した。住民税均等割は4,000円である。また、住民税非課税基準（所得割・均等割）も適用している。2004年時点の所得税率は10・20・30・37％、住民税率は5・10・13％を適用する。利子所得は20％（所得税15％＋住民税5％）の源泉分離課税とした。なお、所得税20％（上限額25万円）、住民税15％（上限額4万円）の定率減税も適用している。

以上の按分方法・推計方法により算出された所得税・住民税・社会保険料を用いて、個人単位での可処分所得を算出した。

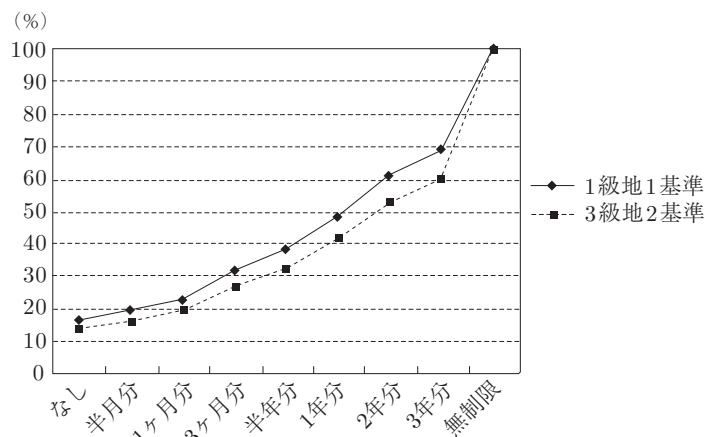
### 3. 純貯蓄額の考慮による要保護世帯の変動

本節では資力調査を緩めた場合、所得のみで要保護世帯を把握した場合に比べ、どれほどその割合が高くなるのか、純貯蓄額を用いて検討する。純貯蓄額とは貯蓄現在高から負債を差し引いたものである。貯蓄現在高は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄合計額である。また負債は、住宅・土地の購入のための借入金、住宅・土地の購入以外の目的の借入金残高、月賦・年賦の未払残高の合計額である。図1は、純貯蓄額をまったく考慮せず、所得のみに基づく要保護世帯率を100％として、認める純貯蓄額を0から無制限（＝所得のみ考慮）に動かした場合の要保護世帯率の変動を示している。

1級地1基準あるいは3級地2基準で、純貯蓄額をまったく認めない場合、所得のみに基づく要保護世帯率は6分の1から8分の1程度になる。また1級地1基準の場合、1年分の純貯蓄額を、3級地2基準の場合、2年分の純貯蓄額しか認めないとすると、所得のみに基づく要保護世帯率の約半分になる。3ヶ月分の純貯蓄額しか認めないことにすると、要保護率はどちらの基準でも3分の1程度となる。

表1はさらに純貯蓄額をまったく認めない（なし）から無制限まで段階的に認めた場合、要保護

図1 純貯蓄額の考慮による要保護世帯の変動（所得のみ考慮した場合＝100％）



出所：『全国消費実態調査（2004）』個票に基づく筆者たちの計算。

表1 純貯蓄額の考慮による要保護世帯の変動倍数（世帯主年齢，基準＝半月分貯蓄保有）

① 要保護世帯率 A（1級地1基準）

|        | なし  | 半月分 | 1ヶ月分 | 3ヶ月分 | 半年分 | 1年分 | 2年分 | 3年分 | 無制限  |
|--------|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|------|
| 20～29歳 | 0.9 | 1.0 | 1.3  | 2.2  | 2.7 | 3.3 | 3.7 | 4.0 | 4.1  |
| 30～39歳 | 0.9 | 1.0 | 1.1  | 1.4  | 1.6 | 2.1 | 2.5 | 2.6 | 2.9  |
| 40～49歳 | 0.8 | 1.0 | 1.1  | 1.3  | 1.5 | 1.9 | 2.5 | 2.7 | 3.2  |
| 50～59歳 | 0.9 | 1.0 | 1.3  | 1.6  | 1.9 | 2.4 | 3.0 | 3.3 | 5.2  |
| 60～65歳 | 0.7 | 1.0 | 1.0  | 1.5  | 1.9 | 3.0 | 4.4 | 5.6 | 9.8  |
| 65歳以上  | 0.7 | 1.0 | 1.4  | 2.5  | 3.3 | 4.3 | 5.9 | 7.5 | 13.7 |
| 75歳以上  | 0.5 | 1.0 | 1.3  | 2.1  | 2.8 | 3.6 | 5.4 | 6.5 | 15.5 |
| 計      | 0.9 | 1.0 | 1.2  | 1.6  | 2.0 | 2.5 | 3.2 | 3.6 | 5.2  |

② 要保護世帯率 B（3級地2基準）

|        | なし  | 半月分 | 1ヶ月分 | 3ヶ月分 | 半年分 | 1年分 | 2年分 | 3年分 | 無制限  |
|--------|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|------|
| 20～29歳 | 0.9 | 1.0 | 1.1  | 1.9  | 2.3 | 2.6 | 3.1 | 3.2 | 3.3  |
| 30～39歳 | 0.9 | 1.0 | 1.1  | 1.5  | 1.8 | 2.3 | 2.8 | 3.1 | 3.6  |
| 40～49歳 | 0.8 | 1.0 | 1.2  | 1.5  | 1.8 | 2.2 | 2.7 | 2.9 | 3.9  |
| 50～59歳 | 0.9 | 1.0 | 1.3  | 1.8  | 2.0 | 2.6 | 3.2 | 3.6 | 6.3  |
| 60～65歳 | 0.9 | 1.0 | 1.0  | 1.4  | 2.1 | 3.1 | 5.3 | 7.0 | 13.5 |
| 65歳以上  | 0.9 | 1.0 | 1.6  | 2.5  | 3.5 | 4.5 | 6.3 | 7.8 | 18.1 |
| 75歳以上  | 0.5 | 1.0 | 1.4  | 1.8  | 2.4 | 3.6 | 5.0 | 5.9 | 17.4 |
| 計      | 0.9 | 1.0 | 1.2  | 1.7  | 2.1 | 2.7 | 3.4 | 3.8 | 6.4  |

出所：『全国消費実態調査（2004）』個票に基づく筆者たちの計算。

世帯率がどのように変動するかを世帯主年齢階級別に示している。なお以下では、1級地1基準および3級地2基準に基づく要保護世帯率を各々要保護世帯率A、要保護世帯率Bと呼ぶ。

この表1では生活保護基準の半月分の貯蓄額を認めた場合の要保護世帯率を1に基準化している。この基準化により、たとえば50～59歳世帯主で純貯蓄額の保有を1年分まで認めるとすると要保

護世帯率 A は 2.4 倍に増大することがわかる。また表の右端の列は、純貯蓄額を無制限に認めた場合、すなわち所得基準のみで計測した要保護世帯率を示している。

世帯主年齢階級で純貯蓄額は相違しており、さらに生活保護基準も年齢・世帯員数によって異なるので、すべてのカテゴリーで同じように要保護世帯率が増減することはない。世帯主年齢 30～49 歳では 3 ヶ月分の純貯蓄額を認めた場合の要保護世帯の増加は 1.4 倍前後である。世帯主年齢 50 歳未満で純貯蓄額を認めた場合の要保護世帯の増加は総じて小さく、無制限に認めた場合でも 2.9～3.2 倍にしかない。一方、世帯主年齢 75 歳以上では 15.5 倍に増える。さらに純貯蓄を一切認めない場合（なし）では、75 歳以上は 0.5 倍と約半分になり、多くの 75 歳以上世帯主の要保護世帯は何かの貯蓄を有していることが分かる。同様の傾向は要保護世帯率 B でも観察され、その増加パターンは似ている。

同様に世帯員数別に要保護世帯率の増減をみたのが表 2 である。純貯蓄額の増大に伴う要保護世帯の増加が小さいのは多人数世帯となっており、たとえば 6 人以上世帯で無制限に貯蓄保有を認めた場合、要保護世帯 A では純貯蓄保有を生活保護基準の半月分しか認めない場合の 2.8 倍（要保護世帯 B では 3 倍）にしかないが、1 人世帯で認める場合には 8.3 倍（要保護世帯 B では 10.2 倍）となる。ただし、3 人以上世帯になると急減し、4 倍（要保護世帯 B では 5 倍）程度になる。3 ヶ月分の純貯蓄保有を認めても、要保護世帯 A でも 3 人以上世帯では 1.2～1.6 倍程度の増加である。

表 3 は同様に、さらに世帯類型ごとに純貯蓄額の考慮による要保護世帯率の変動を示したものである。夫婦と子ども世帯および二世帯ひとり親同居世帯で純貯蓄額の考慮による変動は小さく、純貯蓄保有を無制限に認めるとして各々 3.2 倍（要保護世帯 B では 3.4 倍）と 3.8 倍（要保護世帯 B では 3.5 倍）にしか増加しない。反対に、貯蓄額考慮による変動幅が最も大きい世帯類型は、夫婦のみ世帯の 10.3 倍（要保護世帯 B では 12.7 倍）と単身世帯の 8.4 倍（要保護世帯 B では 10.3 倍）である。

以上をまとめると、純貯蓄額を考慮すると要保護世帯率は増減するが、世帯主年齢階級で純貯蓄額は相違しており、さらに生活保護基準も年齢・世帯員数によって異なるため、すべてのカテゴリーで同じように要保護世帯率が増減することはない。実際、壮年期（30～40 歳未満）世帯主世帯、多人数世帯、二世帯ひとり親同居世帯、夫婦と子ども世帯でその増減幅は相対的に小さいことが明らかになった。

#### 4. 地域ブロック別被保護率と資産保有の関係

生活保護制度では、貯蓄以外にも、持ち家、乗用車などの資産保有が制限されている。そこで、地域ブロック別に、要保護世帯率 A ならびに要保護世帯 A かつ各資産（貯蓄、持ち家、車）を所有していない世帯率の推計を行った（図 2）。地域ブロックは、具体的には北海道・東北、関東、北陸・東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄の 6 地域<sup>(5)</sup>である。

表2 純貯蓄額の考慮による要保護世帯の変動倍数（世帯員数別，基準＝半月分貯蓄保有）

| ① 要保護世帯率 A（1級地1基準） |     |     |      |      |     |     |     |     |      |
|--------------------|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|------|
|                    | なし  | 半月分 | 1ヶ月分 | 3ヶ月分 | 半年分 | 1年分 | 2年分 | 3年分 | 無制限  |
| 1人世帯               | 0.7 | 1.0 | 1.4  | 2.4  | 2.9 | 3.6 | 4.6 | 5.2 | 8.3  |
| 2人世帯               | 0.8 | 1.0 | 1.2  | 1.7  | 2.2 | 3.0 | 4.1 | 4.8 | 8.4  |
| 3人世帯               | 0.9 | 1.0 | 1.1  | 1.6  | 1.9 | 2.3 | 2.8 | 3.3 | 4.4  |
| 4人世帯               | 0.9 | 1.0 | 1.1  | 1.3  | 1.6 | 2.1 | 2.6 | 3.0 | 3.7  |
| 5人世帯               | 0.9 | 1.0 | 1.1  | 1.3  | 1.5 | 1.8 | 2.2 | 2.4 | 2.8  |
| 6人以上世帯             | 0.9 | 1.0 | 1.0  | 1.2  | 1.4 | 1.8 | 2.2 | 2.4 | 2.8  |
| 計                  | 0.9 | 1.0 | 1.2  | 1.6  | 2.0 | 2.5 | 3.2 | 3.6 | 5.2  |
| ② 要保護世帯率 B（3級地2基準） |     |     |      |      |     |     |     |     |      |
|                    | なし  | 半月分 | 1ヶ月分 | 3ヶ月分 | 半年分 | 1年分 | 2年分 | 3年分 | 無制限  |
| 1人世帯               | 0.8 | 1.0 | 1.5  | 2.4  | 2.9 | 3.7 | 4.6 | 5.3 | 10.2 |
| 2人世帯               | 0.9 | 1.0 | 1.2  | 1.7  | 2.3 | 3.1 | 4.3 | 5.0 | 9.5  |
| 3人世帯               | 0.9 | 1.0 | 1.2  | 1.6  | 1.9 | 2.4 | 2.8 | 3.2 | 4.7  |
| 4人世帯               | 0.9 | 1.0 | 1.1  | 1.4  | 1.6 | 2.1 | 2.5 | 2.9 | 3.9  |
| 5人世帯               | 0.9 | 1.0 | 1.0  | 1.3  | 1.5 | 2.0 | 2.5 | 2.7 | 3.4  |
| 6人以上世帯             | 0.9 | 1.0 | 1.0  | 1.1  | 1.3 | 1.7 | 2.3 | 2.6 | 3.0  |
| 計                  | 0.9 | 1.0 | 1.2  | 1.7  | 2.1 | 2.7 | 3.4 | 3.8 | 6.4  |

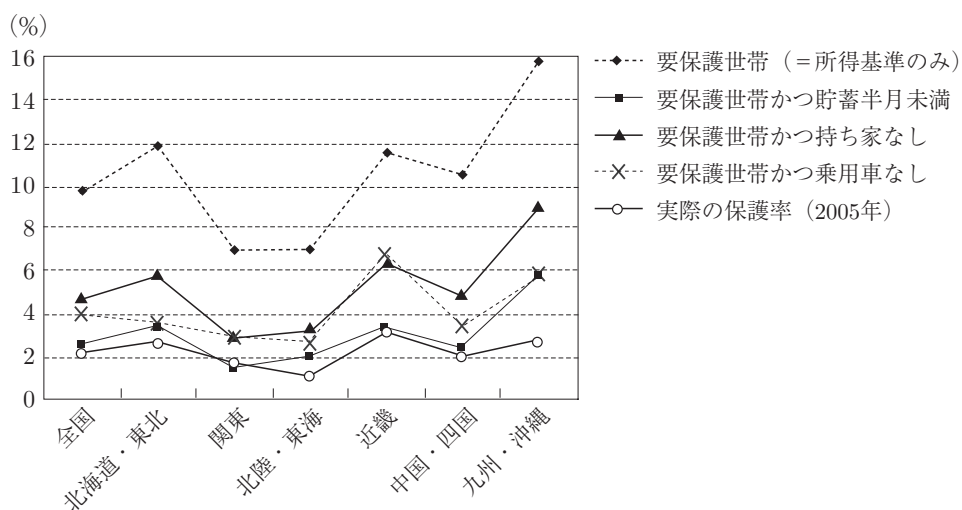
出所：『全国消費実態調査（2004）』個票に基づく筆者たちの計算。

表3 純貯蓄額の考慮による要保護世帯の変動倍数（世帯類型別，基準＝半月分貯蓄保有）

| ① 要保護世帯率 A（1級地1基準） |     |     |      |      |     |     |     |     |      |
|--------------------|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|------|
|                    | なし  | 半月分 | 1ヶ月分 | 3ヶ月分 | 半年分 | 1年分 | 2年分 | 3年分 | 無制限  |
| 単身                 | 0.7 | 1.0 | 1.4  | 2.4  | 2.9 | 3.6 | 4.6 | 5.2 | 8.4  |
| 夫婦のみ               | 0.8 | 1.0 | 1.1  | 1.6  | 2.2 | 3.0 | 4.2 | 5.1 | 10.3 |
| 夫婦と子ども             | 0.9 | 1.0 | 1.1  | 1.3  | 1.6 | 1.9 | 2.4 | 2.6 | 3.2  |
| ひとり親               | 0.8 | 1.0 | 1.2  | 1.7  | 2.1 | 2.7 | 3.4 | 3.8 | 5.0  |
| 二世帯同居              | 0.9 | 1.0 | 1.1  | 1.4  | 1.5 | 1.8 | 2.4 | 2.9 | 5.3  |
| 三世帯同居              | 1.0 | 1.0 | 1.0  | 1.3  | 1.6 | 2.1 | 2.8 | 3.1 | 4.2  |
| 二世帯ひとり親同居          | 0.6 | 1.0 | 1.1  | 1.6  | 1.6 | 2.0 | 2.6 | 2.9 | 3.8  |
| その他                | 1.0 | 1.0 | 1.1  | 1.7  | 2.2 | 2.9 | 4.0 | 4.7 | 6.2  |
| 計                  | 0.9 | 1.0 | 1.2  | 1.6  | 2.0 | 2.5 | 3.2 | 3.6 | 5.2  |
| ② 要保護世帯率 B（3級地2基準） |     |     |      |      |     |     |     |     |      |
|                    | なし  | 半月分 | 1ヶ月分 | 3ヶ月分 | 半年分 | 1年分 | 2年分 | 3年分 | 無制限  |
| 単身                 | 0.8 | 1.0 | 1.5  | 2.4  | 2.9 | 3.7 | 4.6 | 5.3 | 10.3 |
| 夫婦のみ               | 0.8 | 1.0 | 1.2  | 1.6  | 2.5 | 3.3 | 4.6 | 5.3 | 12.7 |
| 夫婦と子ども             | 0.9 | 1.0 | 1.1  | 1.3  | 1.5 | 1.9 | 2.3 | 2.6 | 3.4  |
| ひとり親               | 0.8 | 1.0 | 1.3  | 1.9  | 2.3 | 2.9 | 3.6 | 4.0 | 5.6  |
| 二世帯同居              | 0.8 | 1.0 | 1.0  | 1.2  | 1.6 | 2.0 | 2.4 | 3.2 | 6.0  |
| 三世帯同居              | 1.0 | 1.0 | 1.0  | 1.2  | 1.5 | 2.1 | 2.8 | 3.2 | 4.7  |
| 二世帯ひとり親同居          | 0.6 | 1.0 | 1.2  | 1.2  | 1.4 | 2.0 | 2.2 | 2.6 | 3.5  |
| その他                | 0.9 | 1.0 | 1.1  | 1.8  | 2.4 | 3.4 | 5.1 | 5.5 | 8.1  |
| 計                  | 0.9 | 1.0 | 1.2  | 1.7  | 2.1 | 2.7 | 3.4 | 3.8 | 6.4  |

出所：『全国消費実態調査（2004）』個票に基づく筆者たちの計算。

図2 地域ブロック別要保護世帯率 A と貯蓄・持ち家・貯蓄を考慮した場合の変動



出所：『全国消費実態調査（2004）』個票に基づく筆者たちの計算。  
 実際の保護率は厚生労働省『福祉行政報告例』に基づく。

所得基準のみに基づく仮想的な要保護世帯率 A（＝純貯蓄，持ち家，乗用車などの資産を一切考慮しない，可処分所得が生活保護基準未満の世帯割合）は，関東地区と北陸・東海地区において低く，九州・沖縄地区で高くなっており，両地区間には 9%ポイントの地域差がある。もちろん，前者の地区には 1 級地 1 基準（＝都市部での生活保護基準）に該当する地域が大きく，こうした要保護世帯率の地域差は，地理情報のデータ制約により級地に応じた基準割当ができていないことに由来する部分も大きいと考えられる。

要保護世帯 A かつ貯蓄半月未満（＝貯蓄額が半月分の生活保護基準と葬祭扶助の合計額以下）の割合は，持ち家や乗用車の保有に制限をかけた基準に基づく割合よりも低い水準にある。つまり持ち家や乗用車の保有より，貯蓄半月未満という資産要件がかなり厳しいことを意味する。

要保護世帯 A かつ持ち家なしという制限をかけ，その割合を比較すると，確かに各地域ともその割合は要保護世帯率 A よりも低くなってはいるが，ちょうど要保護世帯率を下方に 5%ポイント前後平行移動させたような位置にあり，要保護世帯率 A でみられる地域差はほとんど縮まらない。

要保護世帯 A かつ乗用車無しという制限をかけ，その割合を比較すると要保護世帯率 A でみられた地域差はかなり縮まる。とくに北海道・東北，中国・四国，九州・沖縄など都市部が小さい地域で，要保護世帯率 A と比較して，その割合がかなり低い。繰り返しになるが，これは 1 級地 1 基準（＝都市部での生活保護基準）を用いていることにより，要保護世帯率が正確な級地の基準を当てはめ

(5) 繰り返しになるが，我々が利用したデータでは，秘匿処理の一環として都道府県の情報は消去されており，この 6 地域ブロック単位の地理情報しか有さない。

た場合と比較して高めに出去てしまうこと以外に、乗用車の保有率がこれらの地域では相対的に高いことが理由として考えられる。

次に地域ブロック別の実際の保護率（2005年）との関係に注目すると、九州・沖縄を除き、要保護世帯かつ貯蓄半月分以下の世帯割合が実際の保護率と近くなっている<sup>(6)</sup>。また、北海道・東北地区と中国・四国地区では、要保護世帯かつ車なしの世帯割合も実際の保護率と近くなっている。所得基準のみに基づく要保護世帯率に資産・乗用車の保有条件をつけることにより、実際の保護率に近い数字を再現できることになる。

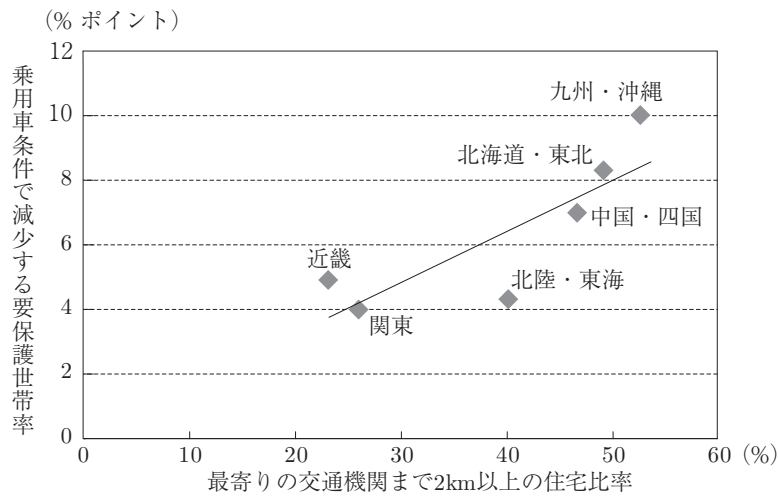
乗用車の保有について、2007年から2008年に北海道、四国の郡部において筆者らが行った福祉事務所におけるヒアリング調査結果（未刊行）によれば、これらの地域では、乗用車の生活上の必要度は高く、被保護世帯に対する乗用車保有の制限が被保護世帯増大の重要な歯止めになっていることがうかがえた。また地域住民からも、乗用車保有制限はミーンズテストの典型と理解され、地域住民から納得感・理解を得られるシンボリックな役割を果たしていることがうかがえた。しかし、乗用車が日々の生活必需財的な性格を持つ地域もあり、一律の保有制限は、かえって被保護世帯の自立の妨げになる可能性もある<sup>(7)</sup>。

実際、乗用車の保有制限による生活保護へのアクセス制限と乗用車が生活必需財的な地域とは密接な関係にあると考えられる。傍証ではあるが、図3では乗用車保有制限により減少する要保護世帯率Aの大きさと交通機関までのアクセスの不便さの代理指標（交通機関まで2km以上の住宅比率）の関係を示している。乗用車保有制限により要保護世帯率Aの減少幅が大きい地域ほど、最寄りの交通機関まで2km以上の住宅比率は高い。このことは、交通機関までのアクセスが不便な地域ほど、所得基準に基づく要保護世帯でも乗用車を保有している比率が高いことを表わしている。すなわち乗用車保有の制約により、実際の生活保護の給付対象がかなり限定されている可能性が示唆される。

ただし、山田他（2010）でも指摘されているように、他調査と比較すると『全消』では低所得層の割合が低くなっていることから、資産所有を考慮した場合、現実の保護率の値に近くなるとはいえ、資力調査の存在によって所得基準のみによって推定された要保護世帯率と現実の保護率との差がすべて説明されるとするには一定の留保も必要である<sup>(8)</sup>。

- 
- (6) 生活保護受給世帯は、定義上、生活保護基準額の給付をすでに得ているため、所得基準のみに基づく要保護世帯として推計上カウントされないことに注意する必要がある。すなわち現実の保護率と推計された要保護世帯の比率が一致していても、それは生活保護制度の捕捉率が100%であることを意味していない。なお捕捉率の計算式は、 $\text{捕捉率} = \frac{\text{実際の保護率}}{\text{要保護世帯率} + \text{実際の保護率}}$ ということになる。
- (7) 障害者などの通院・通勤、山間部などにおける通勤といったケースにおいては、乗用車の保有は認められることがある。また、早朝出勤など仕事上必要と認められるケースにおいても、自立助長の側面から認められることがある。なお、生活保護制度の運用においては、平成20年（2008年）より軽バイク等の保有制限は緩和された。
- (8) なお Suzuki and Zhou（2007）では実際の保護率の都道府県格差について分析を加えている。

図3 乗用車保有制限と最寄りの交通機関まで2km以上の住宅比率の関係



出所：『全国消費実態調査（2004）』個票に基づく筆者たちの計算。  
 最寄りの交通機関まで2km以上の住宅比率は総務省（2003）『住宅・土地統計調査』の都道府県別集計データに基づく。

## 5. 結語

本稿では総務省『全国消費実態調査（2004年）』の個票を用い、被保護世帯に対する資産保有条件を緩めた場合、どれほど実際の保護率が変動する可能性があるのか定量的に把握し、さらに現在発生している実際の保護率の地域差がどのような要因から生じているのか、貯蓄ばかりでなく乗用車・住宅保有などさまざまな種類の資産保有制限といった側面から分析した。また分析手法上の工夫として、『全消』の年収票を用いる場合に避けられない、所得税・住民税や社会保険料の推計に関する新たに精緻化された手法を提案した。

本稿で明らかになったことは次の2点に集約される。第一に、純貯蓄額を考慮すると確かに要保護世帯率（＝貯蓄、持ち家、乗用車などの資産を一切考慮しない、可処分所得が生活保護基準未満の世帯割合）は増減するが、世帯主年齢階級で純貯蓄額は相違していること、さらに生活保護基準も年齢・世帯員数によって異なっているので、すべてのカテゴリーで同じように要保護世帯率は増減しないことが分かった。より具体的には、壮年（30～49歳）世帯主世帯、多人数世帯、二世帯ひとり親同居世帯、夫婦と子ども世帯でその増減幅は相対的に小さいことが明らかになった。第二に、地域ブロック別の要保護世帯率の地域差は、九州・沖縄以外では貯蓄額半月分を考慮すると小さくなる。一方、北海道・東北地区と中国・四国地区では乗用車保有を考慮すると小さくなる。つまり、貯蓄額や乗用車保有をどこまで認めるかにより、所得基準のみに基づく仮想的な要保護世帯率の地域差の大部分を説明できることが分かった。



これらの結果が導く政策含意として2点ほど挙げられよう。第一は、壮年世帯主世帯については純貯蓄額に関する条件をかなり緩和しても、相対的に被保護者の増大幅は小さい。生活保護制度の目的である自立助長のためにも、資産要件緩和を検討する余地がある。とくに保有可能資産の種類についてもその種類ごとの特性を考慮した検討が必要である。これと関連して政策含意の第二は、乗用車保有の制限は貯蓄額半月分ほど厳しくないとはいえ、交通が不便な地域においてはかなり強力な資産要件となっている可能性があり、自立助長を損なわないよう乗用車保有の扱いについても一層の慎重な配慮が必要である。

(経済学部准教授)

(経済学部教授)

(先導研究センター研究員)

(立教大学経済学部助教)

#### 参 考 文 献

- 経済企画庁経済研究所編 (1998)『日本の所得格差——国際比較の視点から』, 大蔵省印刷局。
- 厚生労働省 (2007)「生活扶助基準に関する検討会 (第4回) 議事録」  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/11/txt/s1120-2.txt>。(2008年8月1日アクセス)
- 厚生労働省社会・援護局保護課 (2004)「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/s1215-8a.html> (2010年11月1日アクセス)
- (2007)「生活扶助基準に関する検討会報告書」  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/11/s1130-10.html> (2010年11月1日アクセス)
- (2010)「生活保護基準未達の低所得世帯数の推計について (資料3-1)」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000005olm-img/2r9852000005oof.pdf>(2010年11月1日アクセス)
- 駒村康平 (2003)「低所得世帯の推計と生活保護制度」『三田商学研究』, 第46巻3号: pp.107-126。
- 高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・澁谷時幸 (1989)「日本の家計資産と貯蓄率」『経済分析』, 116号。
- 星野信也 (1995)「福祉国家中流階層化に取り残された社会福祉」『人文学報』, Vol.11: pp.23-85。
- 山田篤裕 (2000)「社会保障制度の安全網と高齢者の経済的地位」, 国立社会保障人口問題研究所編『家族・世帯の変容と生活保障機能』所収, 東京大学出版会: pp.199-226。
- 山田篤裕・四方理人・田中聡一郎・駒村康平 (2010)「貧困基準の重なり——OECD相対的貧困基準と生活保護基準の重なりと等価尺度の問題」『貧困研究』, 第4号: pp.55-66。
- Suzuki, Wataru, and Zhou, Yanfei (2007) “Welfare Use in Japan: Trends and Determinants”, *Journal of Income Distribution*, Vol.16 (3-4): pp.88-109.